

副 本

平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号, 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(12)
(土壌汚染に関する原告ら主張に対する反論)

平成29年8月24日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議3係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同 永 井 翔 太 郎



本準備書面は、原告ら準備書面33における土壤汚染に関する原告の主張に対して、必要な範囲で反論するものである。なお、略語の用例は従前の例による。

第1 はじめに

原告らは、本件事故後に原告らの避難元生活圏の土壤における放射能濃度を測定したところ、多くの測定地点で放射線障害防止法上の管理区域指定の基準とされる40,000ベクレル/平方メートルを超えており、また、40,000ベクレル/平方メートルを超えない測定地点であっても原子炉等規制法におけるクリアランスレベルに相当する6500ベクレル/平方メートルを超えているなどと主張し、それらの本件事故前の法規範に照らせば、たとえ空間放射線量が年間20ミリシーベルトを下回っていたとしても、原告らの避難の相当性が認められると主張しているものと解される。

しかしながら、原告らの上記主張は、土壤に一定量の放射性物質が存することをもって、放射線による人体への健康影響が具体的に認められないにもかかわらず、避難の相当性があるとするものであって、明らかに失当である。以下、詳述する。

第2 被告の主張

本件で問題となっているのは、本件事故に伴う放射線被ばくによる健康への影響を不安視して政府等の避難指示等に基づかずになされた避難行動について、相当因果関係が認められるか否か、仮に認められるとしてどの範囲で認められるかという点である。

この点については、中間指針追補が述べるとおり、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自己の居住する市町村の自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）等の事情が考慮されなければならない（その上で、中間指針追補や被告

東京電力の基準に基づく自主的避難者に対する賠償額の水準が合理的かつ相当であることは、既に繰り返し主張したとおりである。) 。

これに対して、原告らは、形式的かつ抽象的に法令上の基準値に依拠する立場から、公衆被ばく線量限度 1 ミリシーベルトを超える地域については本件事故と避難行動の間に相当因果関係が認められると主張している (準備書面 1, 同 2, 同 7, 同 16 及び同 26) 。

このような主張は、平常時において、放射線防護の観点から、ALARA の原則に即して、できる限り線量を低く保つという観点から設けられた法規制の趣旨を全く正解せず、健康影響の発生やその具体的かつ客観的な危険性も問わずに、平常時における法令上の基準値を超えるという一事をもって相当因果関係が基礎づけられると主張するに等しいものであり、明らかに不合理である。

そして、こうした主張が実際の司法判断においても採用されておらず、むしろ、我が国の判例上も、低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見やこれを踏まえた放射線防護の考え方も考慮した上で、年間 1 ミリシーベルトを超える被ばく線量を理由として直ちに権利侵害が認められるものでないとされていることは、被告東京電力共通準備書面 (6) 等で述べたとおりである。

土壌汚染に関する原告らの主張も、法令上の管理区域等に関する規制基準値を超えることから避難の相当性が基礎付けられると主張するものである。

しかしながら、これまで繰り返し述べているとおり、本件の原告らの多くが本件事故当時に居住していた自主的避難等対象区域を含めた避難指示区域外の地域における土壌中の放射性物質その他に起因する空間放射線量は、総じて年間 20 ミリシーベルトを下回っているという実情にあり、これは人体の健康上問題のないレベルと言えるのであり、これらにより何ら具体的な権利侵害を生ぜしめるものではないことからすれば、土壌中に一定程度の放射性物質が存することのみをもって、その区域の住民に対し具体的な権利侵害状態を招来しているとは到底解し得ないものである。

この点については、産業廃棄物による土壤汚染等による人格権侵害に基づく慰謝料請求権の有無が問題となった事案において、裁判所も、「原告らは、被告Aが本件土地内に産業廃棄物（焼却灰を含む。）を大量に堆積することによって、重金属類や腐敗性有機物による土壤汚染及び水質汚濁を引き起こし、原告らの居住集落における生活環境を悪化させたものであり、原告らの快適な生活を営むことを内容とする人格権を侵害する不法行為が成立する旨主張するところ、有害物質等の排出による土壤、地上水・地下水、大気の汚染による生活環境の侵害を内容する不法行為の成否については、単に汚染原因物質の排出が法令に定める行政規制に違反するというだけでは足りず、当該規制違反行為の態様、これによって侵害を受ける権利その他の法的利益の性質及び内容、その侵害の程度、とりわけ、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害防止に関する措置の有無及びその内容、効果等諸般の事情を総合的に考察して、権利その他の法的利益が侵害されているといえるか否か、これが肯定されるとしても、当該被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えているといえるか否かを判断することが必要であり（なお、最高裁判所平成元年(オ)第1682号平成6年3月24日第1小法廷判決・判例時報1501号96頁参照）、この見地から、前記不法行為の成立を肯定するためには、原告らの生活空間における当該有害物質による汚染の状況等からみて本件土地における汚染原因物質の排出が原告らに対し現に何らかの健康被害を与えているか、そうでないとしても、生活環境の顕著な悪化をもたらしているため原告らにおいて健康被害を受ける危険が差し迫っている状態にあることを要するというべきである。」（岡山地裁平成14年1月15日判決。乙D共185の24頁。ただし、傍点及び下線は被告東京電力代理人が付した。）と説示しているのである。

そして、人体への健康影響を考慮すれば、特定の場所における空間放射線量は、その場において人が被ばくすることのある放射線量を示すものとして上述

した相当因果関係の判断にあたり考慮することが合理的であり、中間指針追補も「政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報」（土壌の放射性物質濃度ではない。）を挙げているとおりである。これに対して、原告らが主張する土壌汚染という事情は、土壌を地表から5センチメートル掘削して採取した上で測定した放射性物質濃度を基にするものであり（甲D共153の2頁等参照）、それによる人への影響についての主張を欠いている点で、原告らのいう「避難の相当性」を基礎付ける主張としては主張自体失当といわざるを得ない。

そして、空間放射線量については、概ね人の臓器が集中する高さである地上100センチメートルを基準に線量を測定することが多いが、これは放射性物質が存することに起因する放射線量の程度を知ることにより、人の健康への影響の程度をはかり知ることができる指標なのであるから、避難の要否という観点からは、空間放射線量の基準によることが妥当なのである（それゆえ、政府による避難指示の基準も年間20ミリシーベルトという空間放射線量を目安としているところである）。

したがって、空間放射線量が年間20ミリシーベルトを下回っており、放射線による人体への健康影響が具体的に認められない場合であっても、土壌に一定量の放射性物質が存することをもって、避難の相当性が基礎付けられるという原告らの上記主張は根拠がないものであって、失当である。

第3 原告らの主張に対する反論

1 原告らの避難前の生活圏における土壌汚染について

原告らは、原告らによる原告らの避難元生活圏の土壌汚染調査の結果、多くの地点から1平方メートルあたり40,000ベクレルを超える数値が検出されたとし、かかる放射性物質濃度は、放射線障害防止法が厳格な規制を設けている管理区域に相当するなど縷々主張して、原告らの避難の相当性が認められ

ると主張している。

しかしながら、そもそも、原告らが自ら測定した結果として主張している「土壌調査記録」の測定値については、その測定方法の妥当性や結果の正確性等が不明なものであるから、その測定結果の数値については知らないし否認し、また、その測定地点の選定基準は明らかでなく、かかる土壌の測定値が自主的避難等対象区域内や千葉県、茨城県などの区域外の地域の放射性物質の実情を示しているとの点については争う。

2 放射線障害防止法における管理区域の規制について

原告らは、原告らの避難元の土地の表面の放射性同位元素の密度が1平方メートル当たり40,000ベクレルを超えるおそれがあり、かかる水準は放射線障害防止法における管理区域に相当するから、本来同管理区域における様々な規制を受けるべきものであり、かかる状況下では原告らの避難の相当性が認められると主張している。

しかしながら、原告らのかかる主張は、健康影響の発生やその具体的かつ客観的な危険性について何ら言及するものではなく、主張自体失当である。

放射線障害防止法に基づく管理区域は、放射性同位元素を使用する施設等において、平常時の放射線業務従事者の受ける放射線被ばくや作業の状況を管理するために設定される区域であり(原告ら準備書面33の16頁の図1参照)、かかる管理区域の設定基準を上回る放射線被ばく等を受けることによって健康影響が生ずることを意味するものでも、「安全」と「危険」の境界を意味するものでも全くない。

この点、管理区域の設定基準は、外部放射線量に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度という3つの基準によって定められているが(放射線障害防止法施行規則1条1号参照)、このうち外部放射線量に係る線量の基準は、「実効線

量が三月間につき一、三ミリシーベルト」とされている（数量告示4条1号）。これは、放射線被ばく（短時間の場合）による健康リスクの上昇が認められている年間100ミリシーベルトを大きく下回る水準であり、このことからしても、放射線障害防止法は、ICRPの採用する放射線防護の基本原則であるALARAの原則も踏まえ、このような極めて厳格な外部放射線量の水準から管理区域を設定し、放射線業務従事者に対する被ばく管理等を行うこととしているのである。なお、放射線業務従事者に対する実効線量限度は、5年間で100ミリシーベルト、1年間で50ミリシーベルトと定められており（数量告示5条1号、2号）、このような被ばく線量の水準も、我が国の法令上、許容されている水準であることに留意する必要がある。

3 クリアランスレベルについて

さらに、原告らは、土壤汚染のレベルが管理区域の水準に達しない地域であっても、クリアランスレベル（原子炉等規制法において核燃料物質によって汚染された物でないと取り扱うことができる基準）に相当する6500ベクレル／平方メートルを超える土壤汚染が存在する場合は、当該地域からの放射線障害を防ぐ目的で避難し、避難を継続する行為は社会通念に照らして相当な行為であると主張する。

しかしながら、原告らのかかる主張も、健康影響の発生やその具体的かつ客観的な危険性について何ら言及するものではなく、主張自体失当である。

我が国のクリアランスレベルの制度は、原子力規制委員会によって、原子力事業者が策定する「対象物の測定及び評価の方法」の妥当性を認可し、認可を受けた方法に基づいて測定した対象物がクリアランスレベル以下であることについて確認をするものであり、確認を受けた物については、「放射性物質に汚染されたものとして扱う必要のないもの」として、普通の再生利用、産業廃棄物と同じ扱いが可能であることが確認されるにとどまるものである。

すなわち、原子炉等規制法に基づくクリアランスレベルは、「放射性物質によって汚染されている物と評価されるか否か」の判断基準であるから、その値を超えたとしても、その物が放射性物質に汚染されていると評価されることは格別、その汚染の程度が健康影響をもたらす水準にあることを何ら意味するものではない。クリアランスレベルを下回る汚染にとどまる物は、放射性物質によって汚染されていない物として扱われるものである（以上、乙D共186）。

さらに、10ベクレルのセシウム134が検出された食品を1キログラム摂取した場合の実効線量は0.00019ミリシーベルトであり（乙D共187の17頁）、食品からの自然放射線量0.99ミリシーベルト／年と比較しても極端に低く、内部被ばくとの関係でも健康被害の発生とは無関係に定められた数値であることは明らかである。

したがって、クリアランスレベルを超える汚染が認められるとしても、そのことをもって、かかる程度の汚染により健康被害のおそれがあることを意味するものでも、個人に対する具体的な権利侵害を招来することを意味するものでもなく、クリアランスレベルに依拠する原告らの上記主張にはまったく理由がない。

4 モニタリングポスト数値について

原告らは、モニタリングポストの測定数値と原告らが独自に測定した土壌調査の結果の換算値に乖離があり、モニタリングポストの数値のみから周辺地域の放射線量を判断することはできないと主張する。

しかしながら、原告らのかかる主張も、原告らの本件事故当時の居住地等の空間放射線量を具体的に主張するものではなく、健康影響の発生やその具体的かつ客観的な危険性について何ら言及するものではないから、そもそも主張自体失当である。

また、原告らが主張するモニタリングポストの測定地点と原告らの土壌調査

の測定地点は、いずれも地理的に相当離れていることに加えて、土壌の採取日（41地点中の27地点が平成27年10月16日から同月18日、残り14地点が平成28年5月13日から同月14日）はモニタリングポストの測定日（平成28年9月13日）の1年近く前のものがほとんどであり、これらを比較して両者に乖離があると主張したとしても、当該モニタリングポストの測定値の正確性に何ら影響があるものでもない。

原告らは、土壌を採取した日時における当該場所の空間放射線量を主張することなく、あえて土壌の採取場所とは別の場所における別の日時の空間放射線量を比較しているのであって、原告らの主張に理由がないことは明らかである。

5 小括

このように、土壌汚染等に関する原告らの主張は、原告らの避難行動について必要性や合理性を基礎付ける事情には当たらないから、かかる主張には理由がない。

以 上